

平成28年4月18日

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 御中

沖縄県環境部環境再生課長

平成28年度「観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金」説明会の周知について（依頼）

本県の環境行政の推進にあたっては、平素より御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県では、観光施設等における省エネ設備等の導入促進を目的とした補助事業を行っており、このたび下記のとおり平成28年度説明会を開催いたします。

つきましては、説明会の開催について、貴団体の会員等に周知してくださるよう、御協力をお願い申し上げます。

記

1. 日時及び場所：以下のとおり

- 4月25日（月） 14:00～15:00 沖縄県八重山合同庁舎1階第1・2会議室
- 4月26日（火） 14:00～15:00 沖縄県宮古合同庁舎2階会議室
- 4月27日（水） 10:00～11:00 沖縄県南部合同庁舎5階第1～第4会議室
- 4月28日（木） 14:00～15:00 沖縄県北部合同庁舎1階会議室

2. 補助金概要、説明会の案内及び参加申込書：別添のとおり

※補助金や説明会の資料は沖縄県環境再生課webサイトに掲載しています。

沖縄県トップページ→暮らし・環境→環境→公募・補助金等

→観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金について

http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/saisei/20160401_kankou_eco.html

※説明会の参加申し込み窓口は以下のとおりです。（沖縄県から委託しています。）

一般財団法人沖縄県環境科学センター

「観光施設等の総合的エコ化促進事業」担当 迫田、古家

TEL:098-875-5208 FAX:098-875-1943 E-mail:ecoka@okikanka.or.jp

（問い合わせ先）

沖縄県環境部環境再生課環境対策班

担当：宮良（みやら）

TEL：098-866-2064

FAX：098-866-2497

e-mail：miyaras@pref.okinawa.lg.jp

平成28年度 観光施設等の総合的エコ化促進事業 補助金説明会のご案内

沖縄県環境部環境政策課では、観光施設等における省エネルギー等の環境対策を促進するため、「観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金」を交付しています。今年度の補助金の公募にあたり、下記のとおり説明会を開催いたします。

◆日程◆

- ・ 4月25日（月） 14:00～15:00
沖縄県八重山合同庁舎 1階第1・2会議室
- ・ 4月26日（火） 14:00～15:00
沖縄県宮古合同庁舎 2階会議室
- ・ 4月27日（水） 10:00～11:00
沖縄県南部合同庁舎 5階第1～第4会議室
（※下記注参照）
- ・ 4月28日（木） 14:00～15:00
沖縄県北部合同庁舎 1階会議室

各会場とも開始30分前から開場を予定しています。

説明会参加にあたっては、資料等の準備があることから、下記あて事前に申込みください。
（別紙の参加申込書をFAX又はメールにて送付）

参加申込・問い合わせ先（県委託窓口）

●一般財団法人沖縄県環境科学センター

「観光施設等の総合的エコ化促進事業」担当 迫田、古家

TEL：098-875-5208 FAX：098-875-1943 e-mail：ecoka@okikanka.or.jp

＜注：沖縄県南部合同庁舎の駐車場について＞

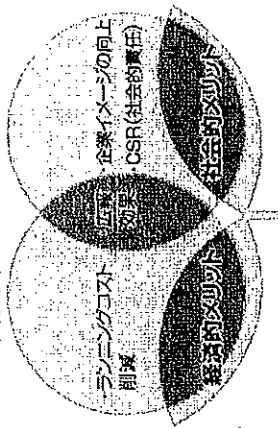
- ・ 南部合同庁舎に隣接する旭町会館駐車場は、那覇県税事務所及び県旅券センター専用の駐車場となっています。本説明会に参加される方は、近隣の有料駐車場か、県庁地下駐車場をご利用ください。
- ・ 県庁から南部合同庁舎までは徒歩約15分です。県庁地下駐車場出庫の際に必要な駐車印は説明会会場で押印いたします。なお、旭町会館の駐車券には、会場で押印できません。

環境対策には、経済的・社会的両面から

多くのメリットがあり、
ひいては企業の競争力を上げ、
利益につながります。

本パンフレットでは、沖縄県が行う

「観光施設等の総合的エコ化補助金」制度と、
本補助金を活用したエコ化事例をご紹介します。



平成28年度 観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金のご案内

沖縄県では、観光振興と環境保全の両立を目指し、

「観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金」を交付しています。

対象施設

旅館業法第3条第1項に基づく知事の許可を受けた施設(ホテル、旅館等)及び
沖縄振興特別措置法第8条に定める特定民間観光関連施設

スポーツ レクリエーション施設	教育文化施設	休養施設	集会施設	販売施設
庭球場、水泳場、スケート場、体育館、トレーニングセンター、 ゴルフ場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、釣り場、マリナ、 遊漁船等利用施設、ダイビング施設、野球場、陸上競技場、競球場、 スキー場、遊覧船乗船場、ボートリング場	劇場、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、文化紹介 体験施設、図書館	展望施設、温泉保養施設、海洋観察施設、国際健康管理・ 増進施設	会議場施設、研修施設、展示施設、結婚式場	

法令で定める要件に合致するものとして沖縄県知事が指定する
施設に限る。

補助金の概要



対象設備	補助率	補助上限額 及び下限額
1 省エネ設備等導入事業 (1) 省エネルギー設備 (例:LED照明、高効率空調等) ※1) (2) 再生可能エネルギー設備 (例:太陽光発電設備等) ※2) (3) その他環境対策に資する設備 (例:節水シャワー、汚染水浄化設備等)	2 LNGサテライト導入事業 (平成28年度新設)	
LNGサテライト設備 (例:LNGタンク、気化設備、付属設備、 保安設備等) ※3)		
補助対象経費(※4)の1/3以内	補助対象経費(※4)の1/2以内	5,000万円以内(下限額なし)
100万円以上1,500万円以内(※5)		

※1:省エネルギー設備については、建築物全体で5%又は設備区分で10%以上の省エネ効果があること。

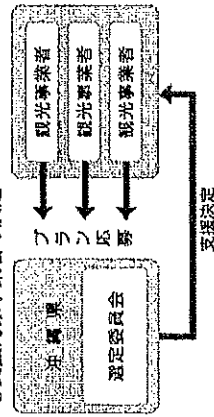
※2:自家消費のみ、売電はできません。

※3:ボイラや発電機等のLNG燃料設備は含まれません。

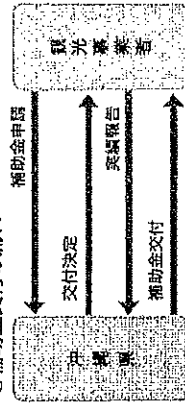
※4:建設費(工事費、材料費など)が対象となります。

※5:補助対象経費が300万円未満の場合は、補助額は100万円に引き上げられます。

◎支援対象事業者の決定



◎補助金交付の流れ



補助金交付の流れ

- (1)申請された事業計画を沖縄県において実施し、
環境対策の効果等を踏まえ予算の範囲内で
補助対象事業者を決定
- (2)環境対策工事完了後、補助対象事業者からの実績
報告を受け(※5)、県は補助金を交付

※5:補助金交付申請に定める所定様式に工事を完了させ、実績
報告を行う必要がある。

◎実施状況報告(3年間)

補助事業で取組んだ設備について、省エネルギー効果等の実績を3年間報告いただきます。